

令和5年6月30日

水道料金及び下水道使用料をお支払いの皆様へ

みなべ町生活環境課長

水道料金及び下水道使用料に係るインボイス(適格請求書)について

平素は、みなべ町行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」が開始されます。これに伴いみなべ町水道事業、下水道事業は適格請求書発行事業者として登録申請を行いましたので、消費税申告のために必要となる方については、申請していただくことにより使用料金等に係るインボイス(適格請求書)を毎年1回交付させていただきます。

つきましては、使用料金等に係るインボイスの発行を希望される方は、下記様式に必要事項を記入の上提出されますようお願いいたします。なお、複数加入していただいている方につきましては、この用紙をコピーしていただくか、「みなべ町 水道・下水道」のホームページから用紙を印刷していただき記入して提出してください。

(発行に係る手数料等は必要ありません)

【提出先】 〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地
みなべ町役場 生活環境課 (みなべ浄化センター内)
電話番号 0739-72-3085・72-3605

※インボイス制度の詳細につきましては、国税庁ホームページをご参照ください。

.....《切り取り線》.....

◆水道料金及び下水道使用料に係るインボイスの発行を希望

(1) お客様番号

							-		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

(2) 使用者氏名

(3) 連絡先

(4) 適格請求書交付希望時期

1. 1月交付希望(前年1月期～1年分)

(希望の番号1つに○をお願いします)

2. 3月交付希望(前年3月期～1年分)

3. 5月交付希望(前年5月期～1年分)

4. 7月交付希望(前年7月期～1年分)

5. 9月交付希望(前年9月期～1年分)

6. 11月交付希望(前年11月期～1年分)